

## 財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等の監査を次のとおり執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

平成 31 年 2 月 28 日

斑鳩町監査委員 佐 伯 知 輝

斑鳩町監査委員 中 川 靖 広

## 第 1 監査の概要

### 1. 監査の対象団体及び財政援助の額

斑鳩町商工会の平成 26 年度から平成 30 年度上半期までの財政援助に係る出納その他の事務の執行、及び総務部まちづくり政策課の同財政援助に係る事務の執行。

#### 斑鳩町商工会への補助金

平成 26 年度	1,280 万円	
(内訳)	商工会運営補助金	810 万円
	商工会事業補助金(商工まつり)	350 万円
	全国展開支援事業補助金	100 万円
	プレミアム付商品券・リフォーム券補助金	20 万円
平成 27 年度	1,160 万円	
(内訳)	商工会運営補助金	810 万円
	商工会事業補助金(商工まつり)	350 万円
	※国の地域住民生活支援交付金を活用し、プレミアム付商品券発行支援事業補助金を交付(4,478 万円)	
平成 28 年度	1,726 万円	
(内訳)	商工会運営補助金	810 万円
	商工会事業補助金(商工まつり)	350 万円
	プレミアム付商品券発行支援事業補助金	566 万円
平成 29 年度	1,646 万円	
(内訳)	商工会運営補助金	810 万円
	商工会事業補助金(商工まつり・いかるがマルシェ)	355 万円
	プレミアム付商品券発行支援事業補助金	481 万円
平成 30 年度	1,940 万円(予定額)	
(内訳)	商工会運営補助金	810 万円
	商工会事業補助金(商工まつり)	350 万円
	斑鳩ブランド推進事業補助金	250 万円
	竜田揚げマップ補助金	150 万円

いかるがマルシェ補助金	240 万円
イルミネーション補助金	140 万円

## 2. 監査の実施日

平成 30 年 11 月 16 日

## 3. 実施した監査手続

斑鳩町商工会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、同団体から提出された関係資料及び提示のあった出納帳票その他証憑書類に基づいて、通常の監査手続及び必要と認めるその他の監査手続を実施した。

また、総務部まちづくり政策課の上記補助金の支出に係る事務の執行について、同課から提示のあった関係書類等に基づいて、質問その他必要と認める監査手続を実施した。

なお、7 日間の予備調査を実施した。

## 第 2 監査の結果等

### 1. 斑鳩町商工会の概要

わが国が高度成長期にあった昭和 35 年 6 月に、国民経済の健全な成長に寄与し町村商工業の改善発達を図ることを目的として、商工会の組織等に関する法律が施行された。斑鳩町においても、消費者の購買力が急速に拡大し始め大阪市など大都市との競争が強まる中、町内商工業者が経営の近代化を図るために斑鳩町商工会が同年 11 月に設立された。

斑鳩町商工会定款によると、役員は会長 1 人、副会長 2 人、理事 22 人、監事 2 人の合計 27 人であったが、平成 29 年 5 月 30 日の総代会において「理事 22 人」を「理事 20 人」に改めるとともに、総代の定数「100 人」を「90 人」に改めている。職員は 4 名であるが、奈良県商工会連合会で人事異動が行われている。

斑鳩町商工会の会員数は平成 25 年度末 419 人、平成 26 年度末 417 人、平成 27 年度末 411 人、平成 28 年度末 407 人、平成 29 年度末 410 人と概ね横這いで推移しているが、会員数をこれ以上減らさないようにすることが喫緊の課題であることから、事業承継者及び新規創業者への支援に努められている。

## 2. 斑鳩町商工会に対する監査の結果

斑鳩町商工会の上記補助金に係る出納その他の事務は、監査の実施した範囲において概ね適正に処理されているものと認められた。

## 3. 総務部まちづくり政策課に対する監査の結果

総務部まちづくり政策課における同団体に対する上記補助金の支出に係る事務については適正に執行されているものと認められた。

## 4. 斑鳩町商工会の運営状況

### (1) 平成 26 年度から平成 29 年度までの収支決算について

町補助金のうち運営補助金 810 万円は運営費の不足を補てんするためのものであることから、本監査は商工会運営費全般を監査対象とするものである。

平成 26 年度から平成 29 年度までの収支決算の年度別推移は別表 1 に示すとおりであるが、各年度の繰越収支差額は 244 万円から 348 万円の範囲で推移している。町補助金（運営補助金＋商工まつり補助金）1,160 万円は 1 回目 460 万円、2 回目 350 万円、3 回目 200 万円、4 回目 150 万円に分割して受け入れている。2 回目の 350 万円は商工まつり補助金である。1 回目の補助金の交付が 5 月下旬となるため繰越金 200 万円～300 万円は資金繰りとして妥当なところではないだろうか。しかし、他町の商工会では町から補助金を受けていないところもあることから、なるべく自己財源での運営を基本とし自己収入の方途を検討すべきではないかと思われる。毎年、運営補助金があるという前提で予算を計上すれば、もらって当たり前という感覚に陥りはしないかと危惧するものである。平成 29 年度には商工会館東側の外壁に広告掲示板を設置して広告料収入が入ってくるようになったが、運営補助金が余れば精算して町へ返還すべきではないかと思われる。

次に、商工まつり補助金については、商工まつりは商工会青年部が主催する事業のため、全額青年部の会計に繰り入れて執行している。なお、斑鳩町商工会の収支決算には補助対象経費の支出について計上されており、収入の不足分は青年部会計より支出されている。

プレミアム付き商品券の発行については、平成 26 年度は県補助金 99 万円、町補助金 20 万円、平成 27 年度はプレミアム付商品券発行事業にかか

る費用全てが補助対象となる国の地域住民生活支援交付金を活用し 4,478 万円を受け入れている。平成 28 年度は町補助金 566 万円、平成 29 年度は町補助金 481 万円となっている。

平成 26 年度に全国展開事業として国庫補助金 195 万円、町補助金 100 万円を受け入れているが、全国展開事業は平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間において国庫補助事業を採択するため町も補助金を出しているものであり、平成 24 年度は調査を、平成 25、26 年度は事業を実施している。全国展開事業は、観光商品の開発、特産品の開発、販売促進の観点から「斑鳩ブランド」として商品開発をされている。また、平成 27、28 年度で共同販売拠点販路開拓の国庫補助金を用いて法隆寺駅北口でアンテナショップを開き、「斑鳩ブランド」の販売促進をしている。平成 27 年度の国庫補助金は 721 万円、平成 28 年度の国庫補助金は 306 万円となっている。

いかるがマルシェについては、平成 29 年度に町補助金 5 万円を受け入れ、商工会青年部主催でイベントを実施している。また平成 30 年度は町補助金 240 万円を受け入れ中宮寺跡史跡公園でいかるがマルシェを開催する予定である。

このほか、平成 30 年度の予算として斑鳩ブランド推進事業補助金 250 万円、竜田揚げマップ補助金 150 万円、イルミネーション補助金 140 万円など新規の町補助金がある。

また、商工会女性部においても平成 29 年度から高校生ビジネスグランプリを開催し、未来投資型育成活動が注目されている。

受託事業としては平成 28 年度より創業相談業務を平成 29 年度より女性就業支援業務を実施している。

このように、国県補助金を活用した事業に取り組むとともに、新たな事業を展開するための町補助金を活用し、斑鳩町商工会の事業内容は充実したものとなってきている。

## (2) 平成 26 年度から平成 29 年度までの貸借対照表の比較について

平成 26 年度から平成 29 年度までの貸借対照表を年度別に示したものが別表 2 である。資産合計は平成 26 年度 1 億 2,807 万円、平成 27 年度 1 億 2,962 万円、平成 28 年度 1 億 2,967 万円、平成 29 年度 1 億 2,760 万円で総額はほとんど増減ない。そこで平成 29 年度の前年度との変動が大きいものについて触れておく。

まず、資産の部のうち流動資産の預金であるが、平成 28 年度までは南都銀行の口座へまとめることにより集中管理されていたが、平成 29 年度からは奈良中央信用金庫を利用される会員が多いことから利便性を考慮して口座を増やしたものである。平成 29 年度の未収金は前年度と比べ 138 万円の増となっているが、町の創業相談受託料であり 4 月 25 日に全額収納されている。

引当資産のうち資産維持管理引当預金は前年度に比べ 110 万円の増となっているが、商工会館建物の壁面に広告掲示板を設置し安定的に広告料が入ってくることからこれを原資として会館建物の壁面塗装工事のため積み立てるものである。

固定資産で器具備品が 313 万円減少しているのは、器具備品の在庫整理を行うなか使用できないものを廃棄処分したものである。なお、監査当日に器具備品の在庫検査を行い、適正に管理されていることを確認している。

つぎに、負債の部のうち流動負債であるが、未払金は 125 万円で前年度に比べ 89 万円増加しているが、プレミアム付き商品券の補助金を精算して 85 万円を 4 月 18 日に町へ返還されている。

(文中の金額表示は千円単位で四捨五入し万円単位としている。)

## 5. 検討または改善を求めたい事項

### (1) 定款の順守について

前回の監査において、会計基準の大原則として予算を上回っての支出は認められないので、不測の事態が生じたときは予備費から流用してはどうか、予備費流用は理事会の決議事項に変更してはどうかと申し上げていたが、奈良県商工会連合会と協議されたところ定款の変更は認められないとのことであった。商工会定款第 32 条第 3 項には予算の変更については総代会の議決が必要であるが、総代会を度々開催することは容易ではないと思われることから、大きく予算を変更することまでは想定していないが予算流用ならば理事会の承認をもって事務事業が進めやすいと考えたからである。他の市町村商工会も同様の課題があると思われるのだが、現在は通常総代会において「事業報告並びに収支決算承認」の議案に先立って「補正予算の承認」の議案を提出されている。前年度の会計は 3 月末に閉じているにもかかわらず、

前年度の予算補正を5月の総代会に諮ることは会計規律を無視したやり方で問題である。

定款を変更することができないのならば、現行の定款を順守しなければならないので、予算を変更しなければならないときは3月末までに臨時総代会を開催し議決を求める必要がある。

なお、予算作成にあたっては前年度に倣って安易に作成するのではなく、十分に事業内容を精査したうえで予算を積み上げるものであり、余程のことがない限り予算の変更をしないという気概を持つことも必要であろう。

## (2) 記録の保管について

総代会及び理事会の議事録については簡潔に取りまとめられており、捺印もされていることから問題はない。しかしながら各委員会の会議内容について議事録は作成されていなかった。定款に各委員会の議事録を作成する旨の規定はないが、各委員会の内容を理事会に報告されているということなので、各委員会で結論（意思決定）に至った経緯は重要であることから会議内容も記録として残す必要があると思われる。

## (3) 青年部、女性部の会計報告について

青年部、女性部の事業内容及び決算書を通査したところ、熱心に活動されていることを確認した。しかしながら決算では予算を上回っての支出が見受けられた。斑鳩町商工会は全国商工会連合会編の商工会経理基準により会計処理することが定められており、青年部及び女性部は商工会定款に位置付けられた組織であることから会計規律の順守は必要であると思われる。

また、女性部においては模擬店収入を雑収入とされているようであるが平成27年度の収支決算書をみると雑収入がゼロであり、地域活動費の支出は予算額62万円に対して決算が25万円と当初予算から多額の執行残が生じていたが、事務局においてその内容は把握されていなかった。事務局においては決算書を受け取るだけでなく、決算書の内容も確認しておくべきであろう。

## (4) 引当資産について

平成29年度決算において商工会運営安定引当金として預金で768万円保有しているが、これは何にでも使える預金である。商工会の運営上大きな赤字決算となることはないので多額の運営安定引当金を持ち続ける必要はないと思われる。斑鳩町商工会館も築40年となり建物の老朽化が進んでいる。

屋上の塗装工事やトイレ改修もされたが、今後は外壁の塗装工事や内装工事  
も必要と聞いている。このため広告料収入を原資として修繕引当金を毎年少  
なくとも 50 万円以上積み立てるとのことであるが、建物の延命化を図るた  
めにも計画的な改修計画のもと、手遅れにならないうちに修繕することが必  
要である。平成 29 年度決算において資産維持修繕引当金として預金で 524  
万円保有しているが、商工会運営安定引当金の一部を修繕引当金に移すなど  
特定の目的で使用するものに改めるべきではないかと思われる。

#### (5) 加入金、会費の徴収事務について

商工会への加入については、理事会の承認をもって決定される。年度当初  
に加入された会員については7月に加入金と会費の請求書を送付しているが、  
加入金の納入が遅れている例も見受けられる。加入金は入会届の際に預かっ  
ておくべきではないかと思われる。

会費についてであるが、かつては前期、後期の2回収納していたが、事務  
の効率性から年払いに変更されている。しかし、未だに年2回に分けて納め  
られている会員が数名いることから、きちんと説明する必要があるだろう。

監査日において、平成 29 年度の会費の未収もあるが、定款第 14 条に会費  
の滞納が 8 月以上におよぶ会員は総代会の議決を経て会員の権利の行使を停  
止することができる」とあるが、実態は手続きをとられていない。内部のこと  
で収納手続きが甘くなっているのではないかと思われる。また、会費未収に  
ついては未収金として決算書に計上されていないことから、理事会へもきち  
んと報告すべきであろう。

また、一般会費の他に商店街会費や役員会費があるが、定款や運営規約に  
も定めがないので整理しておく必要があると思われる。